第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

7-47 年少者用補助乗車装置等

7-47-1 装備要件

(1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、緊急自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度 20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 (保安基準第22条の5第1項関係)

- ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用 具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動 車
- ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
- ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に 車内に乗り込むことが可能な自動車
- (2) (1) に規定する自動車であって幌型形状で複数の列の座席を有するものについては、(1) の基準にかかわらず、ISOFIX 取付装置を2個以上備えればよい。
- (3) (1) に規定する自動車であって次に掲げる全ての要件を 満たすものについては、(1) の基準にかかわらず、年少者 用補助乗車装置取付具を1個備えればよい。
 - ① 乗降口が2個以下であること。
 - ② 動力伝達装置又は緩衝装置により後部座席への年 少者用補助乗車装置取付具の取付けが妨げられる構 造であること。
 - ③ 原動機の最高出力 (kW) を 1,000 倍した値を車両重量 (kg) に 75kg を加えた値で除した値が 140 を超えること。

(原動機の最高出力 (kW) ×1,000) / (車両重量 (kg) +75) >140

- ④ 原動機の最高出力 (kW) が 200kW を超えること。
- (4) (1) に規定する自動車であって、年少者用補助乗車装置 取付具が備えられた座席を取外す改造をした自動車につ いては、当該座席を取外した数だけ備え付けるべき年少者 用補助乗車装置取付具の個数を減じることができる。(細 目告示第110条第1項関係)

7-47-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置 から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者 用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障となら ないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適 切な方法により審査したときに、UN R145-01 の 5. 及び 6. 又は UN R14-07-S8 の 5. 、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-01 の 5.3. 又は UN R14-07-S8 の 5.3. 8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係)

① 指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車 装置取付具と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に

8-47 年少者用補助乗車装置等

8-47-1 装備要件

(1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、緊急自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度 20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 (保安基準第22条の5第1項関係)

- ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用 具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動 車
- ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
- ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に 車内に乗り込むことが可能な自動車
- (2) (1) に規定する自動車であって幌型形状で複数の列の座席を有するものについては、(1) の基準にかかわらず、ISOFIX 取付装置を2個以上備えればよい。
- (3) (1) に規定する自動車であって次に掲げる全ての要件を 満たすものについては、(1) の基準にかかわらず、年少者 用補助乗車装置取付具を1個備えればよい。
 - ① 乗降口が2個以下であること。
 - ② 動力伝達装置又は緩衝装置により後部座席への年 少者用補助乗車装置取付具の取付けが妨げられる構 造であること。
 - ③ 原動機の最高出力 (kW) を 1,000 倍した値を車両重量 (kg) に 75kg を加えた値で除した値が 140 を超えること。

(原動機の最高出力(kW)×1,000)/(車両重量(kg) +75)>140

④ 原動機の最高出力 (kW) が 200kW を超えること。

8-47-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置 から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者 用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障となら ないものとして、強度、取付位置等に関し、視認等その他 適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するも のでなければならない。(保安基準第22条の5第1項関係、 細目告示第188条第1項関係)

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

備えられた年少者用補助乗車装置取付具

- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた 特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車 装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用 補助乗車装置取付具
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を 受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ず る性能を有する年少者用補助乗車装置取付具

(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-04 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。

ただし、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人 未満の自動車を除く。)に取付けられるものにあっては、 UN R170-00 の 5.、7. 及び 8. に適合するものであればよい。 (保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)

- (3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって、その機能を 損なうおそれのある改造、損傷等がなく、(4) に該当しな いものは(2) の基準に適合するものとする。(保安基準第 22条の5第3項関係、細目告示第110条第3項関係、適 用関係告示第22条第10項関係)
 - ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助 乗車装置
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた

- ① 自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えるものであること。
- ② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないものであること。
- ③ ISOFIX トップテザー取付装置及び当該装置の後方 に備えられた ISOFIX トップテザー取付装置以外の取 付装置には、次のいずれかの表示を行うこと。

ただし、7-47-2(5)の自動車には適用しない。 また、ISOFIXトップテザー取付装置以外の取付装 置を有していない場合にあっては、この限りではない。

ア 全ての ISOFIX トップテザー取付装置に、次に 定める様式の例により当該装置が ISOFIX トップ テザー取付装置であることを表示すること。 様式の例





- イ 全ての ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置に、当該装置が ISOFIX トップテザー取付装置として使用できないことを表示すること。
- (2) 年少者用補助乗車装置取付具の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 (細目告示第188条第1項関係)
- (3) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第188条第2項関係)

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車 装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えら れている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性 能を有する年少者用補助乗車装置

③ 法第75条の3第1項の規定に基づき年少者用補助 乗車装置について型式指定を受けた自動車に備えら れているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置 に備えられた年少者用補助乗車装置又はこれに準ず る性能を有する年少者用補助乗車装置

- ① 年少者用補助乗車装置を備える座席、座席ベルト及 び年少者用補助乗車装置取付具を損傷しないもので あること。
- ② 前向き及び後向きのいずれでも使用可能な年少者 用補助乗車装置には、当該装置が取付けられた状態に おいて視認できる場所に次に定める様式による表示 を付さなければならない。

この場合において、当該様式による表示の文字「M」に「(ヵ月)」等と補足してもよいこととする。 (参考図)



③ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

この場合において、年少者用補助乗車装置のうち前 向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する 材料で覆われていない硬い構造物があるものは、この 基準に適合しないものとする。

④ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が8-44-2(4)の基準に適合する座席ベルト又は次の基準に適合する取付装置により座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。

この場合において、自動車のシート・バックにつり 掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少 者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等に よって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分 耐えられる取付装置により固定できない構造である、 又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置すること が困難である年少者用補助乗車装置は、この基準に適 合しないものとする。

ア 当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗 車装置から受ける荷重に十分耐えるものである こと。

イ 衝撃、振動等によりゆるみ、変形等を生じない ようになっていること。

⑤ 容易に着脱ができるものであること。 この場合において、緊急時に保護者又は第三者によ

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

って容易に救出することができない構造である年少 者用補助乗車装置は、この基準に適合しないものとす る

- ⑥ 年少者用補助乗車装置の説明書をウェブサイトへの掲載により提供する場合、当該説明書を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードを含む。)を年少者用補助乗車装置の見やすい場所に表示することにより、容易に確認できるものであること。
- (4) 年少者用補助乗車装置の機能を損なうおそれのある改造、 損傷等のないものは、(3) の基準に適合するものとする。 (細目告示第 188 条第 3 項関係)
- (4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、UN R129-04 の 4、 6. 及び 7. 又は UN R170-00 の 5.、7. 及び 8. の基準に適合 しないものとする。(細目告示第 110 条第 4 項関係)
 - ① 年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの
 - ② 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置
 - ③ 衝撃、振動等によりゆるみ、変形等を生じるおそれ のある年少者用補助乗車装置
 - ④ 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造の年少者用補助乗車装置
- (5) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。
 - ① UN R14-07-S8 の 5.、6.及び 7. (5.2.3.3.及び 5.2.3.4.の規定を除く。) に適合する年少者用補助乗車装置取付具
 - ② FMVSS 225 に適合する装置
 - ③ CMVSS 225 に適合する装置
- (6) 次に掲げるものは(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。
 - ① UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する装置
 - ② FMVSS 213 に適合する装置
 - ③ CMVSS 213 に適合する装置
- (7) 次に掲げる自動車については、(1) 本文中「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. (5.2.4.5. を除き、UN R14-07-S1 の 5.2.4.5. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 5 項関係)
 - ① 平成25年4月12日以前に製作された自動車
 - ② 平成 25 年 4 月 13 日以降に製作された自動車のうち、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 平成 25 年 4 月 12 日以前の型式指定自動車、 新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動 車であって、ISOFIX トップテザー取付装置に 変更がないもの
 - (イ) 平成 25 年 4 月 13 日以降の型式指定自動車、 新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動 車であって、(平成 25 年 4 月 12 日以前の型式 指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特 別取扱自動車から ISOFIX トップテザー取付装 置に変更がないもの

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

- (8) 平成 25 年 4 月 12 日以前に製作された自動車については、 (1) 本文中「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7.」とあるの
 - を、「UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. (5.3.8. を除き、UN R14-07-S1 の 5.3.8. を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 7 項関係)
- (9) 次に掲げる装置 (①又は②のいずれかに該当するものについては、令和5年8月31日までの間に製作されたものに限る。) については、(2) 本文中「UN R129-03-S9の4、6.及び7.」とあるのを、「UN R44-04-S18の4、6.から8.まで及び15.」と読替えることができる。(適用関係告示第22条第14項及び第15項関係)
 - ① 令和3年8月31日以前に製作された自動車又は年 少者用補助乗車装置
 - ② 令和3年9月1日以降に製作された年少者用補助乗 車装置であって、令和3年8月31日以前に法第75条 の3第1項の規定に基づき指定を受けたもの
 - ③ 座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置
- (10) 次に掲げる年少者用補助乗車装置については、(2) 本文中「UN R129-04」とあるのを、「UN R129-03-S9」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 16 項関係)
 - ① 令和8年8月31日以前に製作された年少者用補助 乗車装置
 - ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された年少者用補助乗車装置であって、令和8年8月31日以前に法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けたもの

7-47-3 欠番

8-47-3 欠番 8-47-4 適用関係の整理

7-47-4 の規定を適用する。

7-47-4 適用関係の整理

- (1) 平成7年3月31日以前に製作された自動車については、7-47-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示 第22条第1項関係)
- (2) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、7-47-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示 第 22 条第 2 項及び第 3 項関係)
- (3) 次に掲げる自動車については、7-47-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第22条第11項)
 - ① 令和2年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和2年8月31日以前のもの
 - ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が 令和2年8月31日以前のもの
- (4) 次に掲げる自動車については、7-47-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第22条第12項関係)
 - ① 令和4年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの
 - ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの
- (5) 次に掲げる自動車については、7-47-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 22 条第 17 項関係)
 - ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって
 - ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和9年8月31日以前のもの

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が 令和9年8月31日以前のもの

7-47-5 従前規定の適用①

平成7年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第1項関係)

7-47-5-1 性能要件

- (1) 年少者用補助乗車装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであること。
 - ② 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少ない構造であること。
 - ③ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が 7-44-9-2 (3) の基準に適合する座席ベルトにより座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
 - ④ 容易に着脱することができるものであること。
- (2) 次に掲げる年少者用補助装置は、(1) の基準に適合しないものとする。
 - ① 幼児用シートのうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物がある もの。
 - ② 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルトにより固定できない構造であるもの。
 - ③ 年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難であるもの。
 - ④ 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造であるもの。
- (3) 次に掲げる年少者用補助装置は、(1) の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

7-47-6 従前規定の適用②

平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第2項及び第3項関係)

7-47-6-1 性能要件

- (1) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に おいて、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるもの として構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示 第 978 号による改正前の細目告示別添 35「年少者用補助乗車装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければな らない。
- (2) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、(1) の基準に適合しないものとする。
 - ① 年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの
 - ② 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置
 - ③ 衝撃、振動等によりゆるみ、変形等を生じるおそれのある年少者用補助乗車装置
 - ④ 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造の年少者用補助乗車装置
- (3) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であって年少者に傷害を与えるおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたシート組込式年少者用補助乗車装置
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
- (4) 次に掲げるものは(3)③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置」とする。
 - ① UN R44 に適合する装置

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

- ② UN R129 に適合する装置
- ③ FMVSS 213 に適合する装置
- ④ CMVSS 213 に適合する装置

7-47-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第11項)

- ① 令和2年8月31日以前に製作された自動車
- ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和2年8月31日以前のもの
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和2年8月31日以前のもの

7-47-7-1 装備要件

7-47-1 に同じ。

7-47-7-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 7-47-2 (1) に同じ。
- (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-47-2 (3) ①に同じ。
- ② 7-47-2 (3) ②に同じ。
- ③ 7-47-2 (3) ③に同じ。
- (3) 7-47-2 (4) に同じ。
- (4) 7-47-2 (5) に同じ。
- (5) 7-47-2 (6) に同じ。
- (6) 7-47-2 (7) に同じ。
- (7) 7-47-2 (8) に同じ。

7-47-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第12項関係)

- ① 令和4年8月31日以前に製作された自動車
- ② 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの

7-47-8-1 装備要件

7-47-1 に同じ。

7-47-8-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 7-47-2 (1) に同じ。
- (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S12 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-47-2 (3) ①に同じ。
- ② 7-47-2 (3) ②に同じ。
- ③ 7-47-2 (3) ③に同じ。
- (3) 7-47-2 (4) に同じ。
- (4) 7-47-2 (5) に同じ。
- (5) 7-47-2 (6) に同じ。
- (6) 7-47-2 (7) に同じ。
- (7) 7-47-2 (8) に同じ。

7-47-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第17項関係)

- ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)

- イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月 31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と年少者用補助乗車装置取付具に係る性 能が同一であるもの
- ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和9年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの

7-47-9-1 装備要件

7-47-1 に同じ。

7-47-9-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00-S2 の 5. 及び 6. 又は UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-00-S2 の 5.3. 又は UN R14-07-S8 の 5.3.8. の規定を適用しな
 - ① 7-47-2 (1) ①に同じ。
 - ② 7-47-2 (1) ②に同じ。
 - ③ 7-47-2 (1) ③に同じ。
- (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S9 の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-47-2 (3) ①に同じ。
- ② 7-47-2 (3) ②に同じ。
- ③ 7-47-2 (3) ③に同じ。
- (3) 7-47-2 (4) に同じ。
- (4) 7-47-2 (5) に同じ。
- (5) 7-47-2 (6) に同じ。
- (6) 7-47-2 (7) に同じ。
- (7) 7-47-2 (8) に同じ。
- (8) 7-47-2 (9) に同じ。